解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十五日

東京都文京区湯島三丁目四番六号
特定非営利活動法人エス・アールアカデミージャパン
清算人　井上　政昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月三十日群馬県知事の認定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十五日

群馬県前橋市堀越町六九八番地三
財団法人佐藤報恩財団
清算人　高橋　光男

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年九月二十八日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十五日

東京都八王子市楢原町一八一三番地九
楢原西部土地区画整理組合
代表清算人　井出　敏男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月十七日開催の社員総会の決議により、平成二十一年九月十五日に福島県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十五日

福島県郡山市大槻町谷地一七ー一
医療法人白岩クリニック
清算人　白岩　邦俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十五日

大阪府柏原市安堂町一一五番一
財団法人大阪府国民年金福祉協会
清算人　蓑輪　英幸

配当公告

福島県伊達市梁川町字中久保五一番地の二
破産者　株式会社ボングラン

右の者に対する福島地方裁判所平成二十年(フ)第九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一二四、七八一、九二〇円
一、配当することのできる金額
金三四、六一七、七〇九円

平成二十一年十月十五日

福島県福島市松木町七番二二号
破産管財人　千葉　和彦

配当公告

徳島市南昭和町三丁目二三番地の四
破産者　株式会社多田組

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十年(フ)第四〇三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六八八、二〇六、六九三円
一、配当することのできる金額
金一四、八四八、六九〇円

平成二十一年十月十五日

徳島市徳島本町二丁目三五番地
破産管財人　大道　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市中央町三丁目一番、最後の住所北海道室蘭市中央町三丁目一番六号
被相続人　亡　鈴木　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十五日

北海道室蘭市中島町二丁目二七番一一号インプレス中島四〇二号室むらん法律事務所
相続財産管理人弁護士　高村　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市大町二丁目四〇一番地、最後の住所秋田県秋田市添川字鶴木台六五番地三・特別養護老人ホーム光峰苑
被相続人　亡　佐々木キクヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十五日

秋田県秋田市八橋本町三丁目二〇番三六号M2ビル二階
相続財産管理人　桐生　謙吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市釈迦町五七四〇番地、最後の住所茨城県ひたちなか市釈迦町二番三七号
被相続人　亡　梅原　泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十五日

茨城県水戸市笠原町一一三三番地アクアシティ笠原二〇三号
相続財産管理人　弁護士　皆川　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩七四番地
一、最後の住所群馬県太田市龍舞町二九三番地
被相続人　亡　須田金太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十五日

群馬県太田市石橋町八五三番地四
相続財産管理人　木村　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市深大寺一丁目三九六五番地、最後の住所千葉県旭市ニの五八四九番地の三七
被相続人　亡　曽原　利八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一三番三一号高嶋ビル二階門山綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　門山　宏哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区代沢四丁目二四六番地、最後の住所東京都世田谷区大原一丁目二〇番六号ハイム・ジュン一〇一
被相続人　亡　大藤　真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十五日

東京都千代田区内神田一丁目一五番一一号千代田西井ビル四階あけぼの総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮嶋　英世

第14期決算公告　平成21年9月29日

千葉県市川市南八幡四丁目17番8号
株式会社インティ・クリエイツ
代表取締役　會津　卓也

貸借対照表の要旨（平成21年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	117,267
	固定資産	19,016
	資産合計	**136,283**
負債及び純資産の部	流動負債	19,837
	固定負債	76,674
	負債合計	**96,511**
	株主資本	39,772
	資本金	32,500
	剰余金	7,272
	利益準備金	2,538
	その他利益剰余金	4,733
	（うち当期純利益）	(35)
	純資産合計	**39,772**
	負債・純資産合計	**136,283**